

医推 第 162 号
平成22年4月30日

(社)岡山県医師会長 様

岡山県保健福祉部長

保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について

このことについて、平成22年3月31日付け、医政発0331第1号で別添写しのとおり、厚生労働省医政局長から通知がありました。

つきましては、当該内容について御了知の上、貴会会員へ御周知ください。

なお、本通知につきましては、下記ホームページ上に掲載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医推 第 162 号
平成 22 年 4 月 30 日

(社)岡山県歯科医師会長 様

岡山県保健福祉部長

保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について

このことについて、平成 22 年 3 月 31 日付け、医政発 0331 第 1 号で別添写しのとおり、厚生労働省医政局長から通知がありました。

つきましては、当該内容について御了知の上、貴会会員へ御周知ください。

なお、本通知につきましては、下記ホームページ上に掲載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医推 第 162 号
平成22年4月30日

(社)岡山県病院協会長 様

岡山県保健福祉部長

保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について

このことについて、平成22年3月31日付け、医政発0331第1号で別添写しのとおり、厚生労働省医政局長から通知がありました。

つきましては、当該内容について御了知の上、貴会会員へ御周知ください。

なお、本通知につきましては、下記ホームページ上に掲載しておりますことを申し添えます。

記

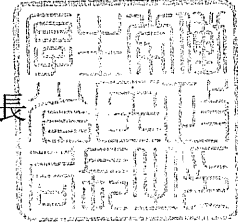
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>



医政発 0331 第 1 号
平成 22 年 3 月 31 日

各
〔 都道府県知事
地方厚生(支)局長 〕 殿

厚生労働省医政局長



保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について

今般「保健医療情報標準化会議」において、「厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」(平成 22 年 1 月 25 日保健医療情報標準化会議)が提言されたことを受け、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格(以下「厚生労働省標準規格」という。)について別紙のとおり定めることとしたので、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方を願います。

また、厚生労働省における医療機関を対象とした医療情報の交換・共有による医療の質の向上を目的とした「厚生労働省電子的情報交換推進事業」や経済産業省における複数の情報処理事業者間で開発されたシステムの相互運用の推進・普及を図ることを目的とした「医療情報システムにおける相互運用性の実証事業」の成果の活用についても積極的に検討されるものであること。

なお、事業者向けには経済産業省に別途周知を依頼しているので申し添える。

(別紙)

保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について

1 厚生労働省標準規格

厚生労働省標準規格は以下の規格等とする。

- HS001 医薬品 HOT コードマスター
- HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS010 保健医療情報・医療波形フォーマットー第 92001 部：符号化規則
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約

※標準規格の称は、医療情報標準化指針（医療情報標準化推進協議会）における名称を使用。

※規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照すること。
<http://helics.umin.ac.jp/>

2 厚生労働省標準規格について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

なお、厚生労働省標準規格については、医療機関等に対し、その実装を何ら強制するものではないが、実装によるメリットを十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」第 5 章を参照すること。

3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。